

工事名： 新港ふ頭 11 号岸壁背後埋立工事 (R4-2)

質  
問  
内  
容

- ①本工事の特記仕様書に特例監理技術者が兼務できる工事は、「那覇港内の工事でなければならぬ。」と記載されています。沖縄県発注の特記仕様書に「南部土木事務所管内の工事でなければならぬ。」記載されていますが本工事と沖縄県発注の工事に特例監理技術者として兼務することはできますか。
- ②特例監理技術者または監理技術者補佐は現場代理人と兼務することはできますか。
- ③公告に「配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できること。」と記載されていますが契約締結時とは3/15でしょうか。

上記内容を御教授願います。

※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。



回答)

- ①本組合の条件として「那覇港内の工事」としていただきますので、那覇港内の工事でなければ兼任はできません。
- ②特例管理技術者は兼任できませんが、管理技術者補佐は同一工事であれば兼任できます。
- ③3月15日を予定していますが、契約手続きが早めに整った場合は日付を早める場合があります。